

令和8年度 学生によるボランティア体験ルポ事業実施要項

1. 目的

この要項は、チャレンジいばらき県民運動が主催する「学生によるボランティア体験ルポ事業」（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2. 本事業の目的・概要

ボランティアなどの社会活動を実践してみたいと考えている学生を対象として、希望する活動を実際に体験できるよう、茨城県内で活動する NPO 法人や団体（以下「NPO 法人等」という。）を紹介するとともに、その体験を自らが記事にし、SNS 等で発信・拡散できるようにすることにより、社会活動に参画する若者の増加を図る。

3. 本事業の内容

(1) チャレンジいばらき県民運動の役割

① 募集・調整・情報発信

チャレンジいばらき県民運動は、社会活動の実践を希望する学生及びその受入れに協力する NPO 法人等を募集し、所定の期間内に活動ができるよう必要な調整を行うとともに、学生が作成する体験記をチャレンジいばらき県民運動の広報紙や SNS 等で情報発信するものとする。

② 相談会の実施

チャレンジいばらき県民運動は、本事業への参加を希望する学生または参加を検討している学生が、参加方法、活動内容、受入れ先となる NPO 法人等に関する疑問や不安を解消し、円滑に活動へ参加できるよう、募集期間中、相談会を実施するものとする。

(2) 対象となる学生及び遵守事項

本事業の対象となる学生は、茨城県内の高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校、大学院に在籍する学生とする。ただし、18 歳未満の学生にあっては、保護者の同意を得るものとする。

また、次の事項を遵守できる者とする。

- ・事前研修の受講
- ・受入れ NPO 法人等が定める活動条件
- ・その他チャレンジいばらき県民運動が指示する事項

(3) 体験記の執筆に関する留意事項

- ・本事業を通して社会活動に参加した者のうち、希望する者は、体験記を執筆することができる。
- ・提出された体験記は、内容を確認し、必要に応じて趣旨を変えない範囲で修正、要約その他の編集を行ったうえで、適当と認められるものをチャレンジいばらき県民運動の広報紙、Instagram、Facebook その他の SNS 等に掲載するものとする。
- ・体験記が掲載された者には謝金を支給する。謝金の支給は、予算の範囲内で行うものとする。

(4) 受入れ協力 NPO 法人等の役割

- ① 学生の受け入れに協力する NPO 法人等は、チャレンジいばらき県民運動と過去に連携・協働等の実績を有し、本事業の適切な運営が確保できると認められる法人・団体とする。
- ② NPO 法人等は、以下の事項に協力するものとする。
 - ・当団体の「地域活動団体データベース」へ登録すること。
 - ・学生の受け入れが可能な活動について、チャレンジいばらき県民運動が別に定める様式により情報提供を行うこと。
 - ・学生が参加する活動日数は、1 日から 3 日程度を目安とする。
 - ・学生が初めて活動に参加するに当たり、活動希望日程の調整に協力すること。
 - ・継続的な活動を希望する学生がいる場合は、当該学生の受入れ及び以後の活動日程の調整に協力すること。
 - ・学生の活動に当たっては、事故の防止その他安全の確保に配慮するとともに、活動内容、活動場所、注意事項等について必要な説明を行うこと。
 - ・活動に参加した学生から申請があった場合は、活動状況等を確認し、適当と認められるときは、ボランティア証明書を発行すること。
 - ・活動に参加した学生が体験記を提出する場合は、写真撮影、内容の確認、資料提供等について可能な範囲で協力すること。

(5) 募集期間/体験期間

	募集期間	体験期間
夏期	令和 8 年 6 月 15 日(月)～ 8 月 28 日(金)	令和 8 年 7 月～10 月
冬季	令和 8 年 10 月 12 日(月)～12 月 25 日(金)	令和 8 年 11 月～令和 9 年 2 月

(6) その他

- ・交通費、食費、準備品その他活動に当たって発生する費用は、全て参加する学生の自己負担とする。ただし、細菌検査を要する場合の当該費用については、チャレンジいばらき県民運動が負担する。
- ・活動中の事故に備え、参加する学生についてはボランティア保険に加入するものとする。なお、当該保険については、チャレンジいばらき県民運動が加入手続を行い、その費用を負担するものとする。

4. 募集要項

学生の募集、参加方法その他本事業の実施に関し必要な事項については、詳細な運用が分かるよう募集要項で別に定める。